

本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十三号）

（人事課）

一 趣旨

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

（一） 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）

（二） 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）

（三） 職員の再任用に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六号）

三 施行期日

平成二十七年十月一日